

# 愛知県消費者行政推進計画の進捗状況（概要）

## 目標 1 消費者被害の救済・未然防止の強化

県及び市町村の消費生活相談体制を強化するとともに、消費生活相談員の資質向上を図る。潜在的な消費者被害を発見し、相談窓口へ誘導するなどの積極的な対策に取り組む。不当な取引行為や不適正な広告表示などを繰り返す悪質事業者に対しては、迅速な指導や厳正な処分、また、近隣県と連携した取組などの対策を講じ、被害の防止に努める。

### 【平成22年度の取組概要】

#### ◆県の消費生活相談体制の強化

- ・相談業務の継続性を確保し、対応の充実を図るため、月額（週4日勤務）相談員を14名から20名に増員
- ・相談員全員が、国民生活センター等の実施する専門研修を受講 [基金事業]

#### ◆市町村の相談体制強化に向けた支援

- ・市町村へ消費生活相談窓口等の開設を働きかけ  
消費生活相談窓口未設置市町村 7市町（平成22年度）から1町（平成23年度）へ  
多重債務相談窓口未設置市町村 5市町（平成22年度）から1町（平成23年度）へ
- ・市町村の消費生活相談員をサポートする「消費生活相談アドバイザー」を3名から5名に増員
- ・消費生活相談員候補者の養成 養成数38名 [基金事業]  
(うち消費生活専門相談員資格試験合格者14名)

#### ◆被害防止のための関係機関との連携

- ・消費者被害の早期発見と相談窓口への誘導を行う「消費生活相談サポーター」を養成する講座の実施 8回開催 養成数356名 [基金事業]

#### ◆被害の防止に向けた事業者指導等

- ・表示関係法規（JAS法、食品衛生法）を所管する関係機関と合同調査を実施

#### ◆悪質事業者に対する厳正な処分

- ・2事業者に対する業務停止命令処分を実施

#### ◆近隣県との広域連携による悪質事業者対策

- ・名古屋市、三重県、岐阜県と合同指導を実施 4件

### 【平成23年度の取組概要】

- ・消費生活相談員を20名から26名に、消費生活相談員アドバイザーを5名から9名に増員
- ・消費生活相談窓口及び多重債務相談窓口を未設置の1町に対し、引き続き、窓口開設の働きかけを行う。
- ・消費生活相談員候補者の養成 養成者数20名（予定） [基金事業]
- ・消費生活相談サポーター養成講座の実施 養成数300名（予定） [基金事業]
- ・「東海4県広告表示等適正化推進協議会（仮称）」の設置

## 目標 2 主体性のある消費者の育成

主体性のある消費者を育成するため、消費者教育の充実を図るとともに、多様な情報提供や消費者被害未然防止のための啓発を行っていく。

消費生活と密接な関係にある環境問題については、温室効果ガス排出量削減やごみ減量化への対策、環境学習の推進等に取り組み、持続可能な社会の構築を目指す。

### 【平成 22 年度の取組概要】

#### ◆消費者教育の推進

- ・啓発紙等を活用した授業が実践されるよう支援する「消費者教育モデル校」の選定  
2校（愛知商業高等学校・蒲郡東高等学校）
- ・消費者教育用ビデオ・DVD を学校等に貸出し 194本
- ・高齢者・若者向け悪質商法被害未然防止出前講座を委託実施 14回 基金事業

#### ◆消費生活に関する多様な情報発信

- ・テレビや県Webページにおいて消費生活情報の提供を行った他、テレビスポット広告、ラジオスポット広告、新聞広告、鉄道車内広告を通じて、高齢者、若者向けの啓発を集中的に実施(9月、1月) 基金事業
- ・「愛知県介護サービス情報公表システム」において事業所の選択に必要な情報を提供  
アクセス数 96,041件

#### ◆消費者被害の拡大防止及び未然防止のための啓発

- ・「あいち暮らしっく」若者向け及び高齢者向け特集号の発行 各150,000部
- ・広報テレビ番組 3回放送、FMラジオ番組 7回放送

#### ◆消費者団体等の活動促進

- ・消費者団体と連携した街頭キャンペーンの実施 2回

#### ◆環境問題への対応

- ・体験型の環境学習講座の開催 64回
- ・ストップ温暖化教室の実施 小学校高学年向け 参加者数4,225名  
小学校中学年向け 参加者数4,351名
- ・全市町村から募集した水質パトロール隊による調査活動の実施 参加者1,953名

### 【平成 23 年度の取組概要】

- ・小学生向け消費者教育用Webページの内容を検討・企画する。
- ・平成24年度稼働予定の「消費生活情報サイト（仮称）」の内容を企画・検討する。 基金事業
- ・消費者被害の拡大防止・未然防止のためのテレビ・ラジオを活用した啓発の実施  
広報テレビ番組2回放送 FMラジオ番組12回放送（予定）
- ・「あいちエコモビリティライフ推進協議会」構成員と一般県民も参加する「県民の集い（仮称）」を開催し、エコモビの意義を知ってもらう。

### 目標3 消費生活の安全・安心の確保

商品・サービスによる危害を防止するとともに、規格・表示等の適正化を図って、消費者の安全確保と適正な選択が可能な基盤の整備を図る。

特に、消費者の関心が高い食の安全・安心の確保については、生産、加工、流通・販売段階における安全管理体制を総合的に推進する。

商品・サービスに関して消費者の意見・要望を把握するとともに、その意見・要望等を事業者団体や行政機関に提供し、事業活動や施策へ反映されるよう努める。

#### 【平成22年度の取組概要】

##### ◆食の安全・安心の確保

###### ◎食に関する総合的な安全対策の推進

- ・食品の安全性確保のため食品製造施設、大量調理施設へのHACCPの導入推進

HACCP導入研修 22施設      HACCP実地指導 7施設×5回

- ・農産物の安全確保のため、産地へのGAP手法の導入推進      導入組織・法人等数93

###### ◎監視・指導、検査体制の充実

- ・高度な試験検査等を実施するため、衛生研究所、食品衛生検査所、衣浦東部保健所、豊川保健所の4か所に、高速液体クロマトグラフ等を整備

基金事業

- ・と畜検査及び牛海綿状脳症（BSE）の検査の実施

検査頭数 牛2,118頭      馬12頭      豚36,552頭      検査率100%

- ・配合飼料承認工場10か所全てに立入検査      栄養性検査、表示検査等を21件実施

###### ◎食品表示の適正化等

- ・JAS法による食品表示遵守状況調査を実施

小売業者 780店舗      食品製造業者 50店舗

- ・食品表示ウォッチャーを200名設置      計894店舗について報告を受けた。

###### ◎食に関する情報提供

- ・食の安全・安心に関する知識を習得するための講習会等の開催 36回

- ・子どもたちに、食に関する正しい知識と選択する能力を習得させるため、小中学校・特別支援学校に栄養教諭を新たに50名配置

##### ◆商品・サービスの安全確保

- ・電気用品販売店への立入検査の実施 139件

- ・貸金業者に対する立入検査の実施 114件

- ・消費生活用製品安全法の対象となる特定製品の販売事業者、特定保守製品取引業者に対し立入検査を実施 154件

- ・宅地建物取引業者に対する立入検査の実施 153件

◆規格・計量・表示の適正化

- ・計量器等の立入検査の実施 138, 443件  
中元期・年末年始期に商品量目立入検査の実施 3, 216個

◆生活関連物資等の安定供給

- ・東北地方太平洋沖地震発生後、一部の生活関連物資が品薄状態になったため、業界団体、販売業者を対象に電話による聞き取り調査を実施

◆消費生活における情報の収集

- ・消費生活モニターに消費生活に関する調査及びアンケートを実施  
調査 1回 アンケート 3回

◆情報収集に基づく事業活動等への反映

- ・消費者懇談会を開催、事業者への働きかけを行った。開催回数 2回

【平成23年度の取組概要】

- ・22年度において4か所の検査機関等に導入した高度な検査機器を活用して、市場流通食品の添加物検査を拡充する。
- ・栄養教諭を新たに30名配置する。  
栄養教諭の配置を段階的に拡大し、小中学校については中学校区（小学校3校、中学校1校程度）に1名を、特別支援学校には1校1名を配置し、県内全域で食育を推進する。

3つの目標を柱に構成する92の施策は、庁内各部局の広範にわたっていますが、平成22年度については、概ね順調に事業が実施されており、平成23年度についても同様の事業を実施する予定です。

7月29日に開催された愛知県消費生活審議会においても、平成22年度の進捗状況を報告し、確認の結果、「概ね順調に進捗している」との評価を受けました。

「短期集中的に取り組む施策」について、目標値をクリアした事業としては「月額相談員の増員（目標値26名、平成23年4月現在で26名）」 「消費生活相談アドバイザーの増員（目標値5名増員で8名、平成23年4月現在6名増員で9名）」などがあります。

今後も、年度毎に成果を把握し、消費者を取り巻く状況の変化や国の動向も見極めながら、必要に応じ、推進計画の見直しを行ってまいります。